

<パブリックコメント>

番号	箇所	頁	意見	対応
1	全般	—	昨今の異常気象で「スーパー台風」が懸念される中、個人の家屋は風害に弱く、避難所も木造が多いことから、安全な二次避難場所の確保が必要ではないか。	避難所の確保は市町において実施しているところですが、台風の接近等に際して安全に避難できる避難所の確保は重要であることから、取組方向3-1において避難を必要とする全ての県民の避難場所の確保に取り組むこととしており、国による財政支援制度の情報提供など、引き続き市町の状況に合わせた支援を行ってまいります。
2	全般	—	全ての県職員が県民の命を第一として業務遂行しているとは思えない。アクションプランにあっても形骸化された建前ばかりではないか。	三重県の中期の戦略計画である「みえ元気プラン」において、県民の安心・安全の確保は最優先事項として位置付けるとともに、本アクションプランについても、県民の命を守るための「命に直結する取組」を着実に進めていくための計画としているところです。 すべての県職員が、県民の命を守ることを第一として業務を実施すべきことは当然であり、研修等を通して防災意識の災害対応能力等の向上を図ってまいります。
3	3-1	15	小規模自治体では攻撃を受けた時に身を守るシェルター、トンネル、地下街等、頑丈な構造物が少ないように見受けられるが、今後、既存インフラの有効活用や、新たに避難施設を建設する計画はあるか。	施策3-1において避難施設（国民保護）の指定を行うにあたり、必要な避難施設を確保できるよう、県や市町が保有する公共施設を中心に堅ろうな建造物の調査を行うとともに、民間施設についても、堅ろうな建造物の指定に向けた働きかけを行うこととしています。
4	3-1	15	ミサイルから身を守る施設等は防災・減災の一環として位置づけているか。	本アクションプランでは、「命を守るための取組」を着実に進めるため、訓練・避難・意識醸成と

				いう取組方向ごとに、防災・減災と国民保護の取組を連携して推進することとしています。
5	3-2 4-1	17 21	県内の観光旅行者への対策（観光防災の推進）の記述があるが、発災時には県職員も出張先で帰宅困難者になる可能性が高いため、県職員はいつ、どこで大規模災害に直面しても必要な対応を取ることができるよう、日事情から災害への意識を高めるとともに備えをしておくことが重要ではないか。	ご意見のとおり、全ての県職員は災害発生時等において災害対応に従事する必要があることから、平時から備えておくべき防災・減災対策をしっかりと身につけるよう、引き続き全ての県職員を対象とした防災研修等により人材育成を進めていきます。
6	3-3	19	過去に水害のない河川にも水位計を設置し、早期に水害の危険性を察知できる体制を整え、住民の避難が遅れることのないよう取り組まれない。	洪水時の水位観測に特化した危機管理型水位計の設置を進めます。また、地域の方々が早期に水害等の危険性を察知し、避難行動を取っていただけるよう、施策3-3にあるように、防災情報の収集や提供の行う仕組みの検証ホームページ（防災みえ.jp）等の防災情報プラットフォーム（防災情報の収集や提供を行う仕組み）の強化に取り組むこととしています。
7	5-1 5-2	29 31	勤務している際の県職員の服装や靴を見ると発災時の対応を意識したものとは言い難い。職員の防災意識を高め、一人ひとりが日頃から災害への備えをしっかりと行えるようにしていくことが必要だ。	全ての三重県職員と三重県教育委員会職員は、災害発生時等において災害対応に従事する必要があることから、平時から備えておくべき防災・減災対策をしっかりと身につけるよう、引き続き全ての三重県職員及び三重県教育委員会職員を対象とした防災研修等により人材育成を進めていきます。
8	5-3	33	コロナ禍で県民の防災訓練等の実施意欲が失われているのではないか。非常時に即応できる身近な力強い若い人材の育成をお願いしたい。	若者をはじめとする防災人材の育成により、自主防災組織や消防団などの地域防災の担い手を確保し、地域の防災活動の活性化を図るため、施策5-3において、若年層を対象とした防災人材の育成や消防団員の確保に取り組むこととしています。

<有識者>

番号	箇所	頁	意見	対応
1	全般	ー	今回のアクションプランが、「命を守る取組」に特化して作成する趣旨は理解できるが、ハード整備事業をはじめとして、本アクションプランに記載がない取組については取り組む必要がないと受け取られることがないように、県として推進する防災・減災対策の一覧を整理し、本アクションプランの参考資料として添付してはどうか。	本アクションプランの参考資料という形で、ハード整備も含めた県が推進する防災・減災の取組の一覧を作成したいと考えています。
2	全般	ー	南海トラフ地震が起こった際には、国の現地対策本部との連携をはじめ、国や他県との連携が非常に重要となるほか、民間のインフラ事業者が被災し、復旧に時間を要すれば県民生活に重大な影響を及ぼすことになるため、行政機関との連携強化だけでなく、民間部門とも連携した備えを進めるべきではないか。	国や民間のインフラ事業者等との連携強化は非常に重要であることから、施策1-1において実施する災害対策本部体制の見直しもふまえながら、図上訓練等により連携体制の強化に取り組むこととしています。
3	全般	ー	毎年度のアクションの進捗をはかるために、毎年度達成すべき数値目標を設定すべきではないか。	数値的な目標を設定することができるアクションについて、年度ごとに数値目標を設けました。
4	全般	ー	取組方向の記載順序について、行政が主体となる公助に係る取組ではなく、県民が主体となる「命を守るための意識の醸成と地域の防災活動の活性化」(取組方向5)を1番目に記載すべきではないか。	本計画では、各取組方向に優先度をつけているものではありませんが、三重県の総合計画である「みえ元気プラン」と同様に、県が自らの使命として推進しなければならない、公助にあたる施策を先に記載しているものです。
5	はじめに	ー	市町を越えた広域連携・市町連携が県の基本的な役割の一つであることから、こうした県のスタンスを示すべきではないか。	1(1)「計画策定の趣旨」の記述に、「国や市町、防災関係機関と連携して迅速・的確に災害対応を実施するための取組や、個々の市町のニーズや状況に合わせた支援」重点的に進めていく旨を加えました。

6	検証と課題	—	地震に関する想定が南海トラフ地震のみとなっているが、直下型地震の被害も甚大であり、特に内陸の市町・住民に対してその危険性をしっかりと示すべきではないか。	2 (1)「対策上想定すべき事象」において、本県が想定している直下型地震による被害を加筆しました。
7	1-1	7	市町への訓練支援が非常に重要であることから、防災対策に人員を割くことがなかなか難しい小規模の市町等に対して、市町の状況等に応じて支援手法を工夫しながら、県機関（本庁・地域機関）が一体となってしっかり支援すべきではないか。	災害発生時に第一線で活動する市町における災害対応能力の向上は非常に重要であることから、市町の状況やニーズに応じた支援を行うこととしており（施策1-1に記載）、支援にあたっては本庁と地域機関が一体となって進めていきたいと考えています。
8	1-1	7	災害対応は初動が大切であるが、災害対応を熟知している職員が登庁できない状況も想定されることから、非常参集した職員が誰でも確実に業務をこなすことができる体制を整えておく必要がある。	取組項目「災害対策本部初動体制の強化」のアクションとして、特に初動に必要な組織体制の検証と見直しを行うこととしており、見直し後の体制に基づき訓練を重ねることで、災害対応の実効性の向上を図ることとしています。
9	1-2	9	訓練手法として、班ごとの訓練や、機能別の訓練が効果的であるため、積極的に導入すべき。	取組項目「災害対策本部の中核となる職員の育成」のアクションとして、人命救助に特化した部隊別の訓練を実施することとしています。
10	1-2 3-1 5-1	9 15 29	国民保護事案では、住民の避難、医療体制の整備については、防災の仕組みを活用できることから、防災の知見を国民保護の訓練に取り入れて実施することで、防災、国民保護双方の対応力が向上し、総合的な対応力の向上につなげることができる。一方で、災害対応と国民保護とは異なるところもあるため、同一の施策に記載する場合は、記載内容を工夫すべき。	本アクションプランでは、訓練・避難・意識醸成という取組方向ごとに、防災・減災と国民保護の取組を相互に連携して推進し、「命を守るための取組」を着実に進めるため、一体的に体系化して整理しました。各施策においては、取組項目において防災・減災対策と国民保護の取組を分けて記載し、両者が混同されないことに留意して作成しました。
11	2-1	11	DMA Tについて、要員の養成だけでなく、災害時の運用を見越した病院間のネットワークづ	DMA T等の人材を災害時に運用するための体制強化は非常に重要と考えており、施策2-1

			くりなどの体制も強化すべき。	において、国や県が主催する訓練への参加を通じて災害拠点病院をはじめとする医療機関等とのネットワーク構築等にも取り組むこととしています。
12	2-2	13	病院BCPは、作成を支援するだけでなく、災害時の実効性を担保できるようにフォローアップが重要である。	施策2-2の年度ごとのアクションにおいて、BCPを整備済みの病院に対してフォローアップを実施することとしています。
13	3-1	15	障がい者が避難するにあたり、例えば避難タワーに階段しかなければ避難場所として選択できないため、既存の避難施設についても、障がい者に配慮した施設になるよう改善を進めるべき。	取組項目「津波避難施設や避難路等の整備の促進」において、避難に配慮が必要な住民も安心して避難できるよう、市町が実施する避難タワーへのスロープ設置等の改修について、財政支援を行うこととしています。
14	3-1	15	避難施設（国民保護）の指定にあたっては、行政の施設にこだわるのではなく、爆風等を避けられる堅ろうな建造物であれば、民間のビル等についても避難施設に指定できるように取組を進める必要がある。	武力攻撃等の有事に備えた緊急一時避難施設は、限られた時間で速やかに避難を行う必要があることから、取組項目「避難施設（国民保護）の指定の推進」において、民間施設への働きかけを含めて、より多くの施設を指定できるよう取組を進めることとしています。
15	3-2	17	重度の障がい者は移動手段も限られ、停電により昇降機が使えないと家から出ることもできない人もいるほか、支援者にとっても、高台の避難所に車いすを押していくだけでも相当な負担となることから、個別避難計画のように、個人にフォーカスした避難計画の作成支援が必要ではないか。	避難に配慮が必要な方の避難対策は非常に重要であり、特に、津波からの避難については時間的な猶予も限られることから、施策3-2の取組項目「津波避難の実効性の検証と対策の推進」において、市町が実施する個別避難計画や地区防災計画の作成について支援し、加えて、避難対策の実効性の検証と、判明した課題解決に対する支援して行くこととしています。
16	3-2 4-2	17 23	安全・安心な避難環境整備のため、防災と福祉をしっかりと連携させていくべき。	施策3-2における避難対策の実効性の検証や施策4-2におけるDWA Tの育成等、福祉部門との連携を意識した取組を推進することとしています。

17	3-3	19	災害発生時には、正確な情報の発信が非常に重要となるため、診療可能な医療機関の情報など、県民が必要とする情報を正確かつ積極的に発信していくべき。	災害発生時の正確かつ確実な情報発信は非常に重要であると考えており、施策3-3において、本県における防災情報の収集や提供する基本的な仕組みである「防災情報プラットフォーム」を強化し、県民に対して必要な情報をわかりやすく提供できるよう、医療機関の情報も含めて検討していきます。
18	3-3 4-2	19 23	外国人住民の逃げ遅れを防ぐための防災情報の提供や、外国人住民が避難所生活を不安なく送ることができるよう、市町が実施する避難所等の環境整備について支援すべき。	施策3-3における確実な防災情報の提供により外国人住民の逃げ遅れを防ぐための取組を進めるとともに、施策4-2の取組項目「避難所において配慮が必要な人へのきめ細かな支援」において、市町と連携した外国人受入訓練を実施し、避難所等の環境整備を支援することとしています。
19	4-1	21	行政の人員は災害対応に従事するため、避難所運営に充てる余裕がなくなる。避難所運営は住民主体で実施するという前提で備えておくべき。	過去の大規模災害の教訓から、災害関連死を防ぎ、避難所において被災者へのきめ細かな支援を行うためには、住民主体による避難所運営が最も望ましいことから、施策4-1の特に注力する取組として「住民主体による避難所運営体制の構築と避難所の環境改善」を実施することとしています。
20	4-3	25	県や市町の物資拠点運営について、事前に計画したとおりに実行できるか、しっかりとした検証と訓練を行うべき。	取組項目「必要な支援物資の円滑な受入・供給体制の整備」において、県や市町の職員が物資拠点運営に関する知識・ノウハウを習得し、事前に作成した受援計画の実効性を高められるよう、物資拠点をベースとした訓練及び研修を実施することとしています。
21	4-4	27	みえ災害ボランティアセンター(MVSC)のコーディネート機能を強化し、多様な主体が協力できるネットワークを作成し	取組項目「みえ災害ボランティアセンター(MVSC)のコーディネート機能の強化」において、県の持つ民間事業者や地域の防

			ていくべき。	災人材とのチャンネルを活かし、多様な支援主体と連携した防災訓練を通じて、ネットワークの構築及び強化を図ることとしています。
22	5-1	29	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、県としてどのような体制で何をするのか、事前に整理しておくべき。	南海トラフ臨時情報発表時の対応については、体制と業務について地域防災計画に記載していますが、まずは避難が必要な人が確実に避難することが重要であると考え、取組項目「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」において、制度の周知と避難の必要性について啓発を実施することとしています。
23	5-1	29	国民保護について、一般の県民にとってはこれまで触れる機会がほとんどない項目なので、防災に関する意識啓発の手法を活用して、積極的に周知を行うべき。	国民保護については、避難場所の確保とあわせて、避難意識の醸成が必要と考えており、取組項目「防災意識の向上」において、住民避難訓練等を通じて啓発を行っていくこととしています。
24	5-2	31	防災教育について、子どもたちが、自分で自分の身を守るための知識・行動を学べるよう、学校を中心としてしっかりと取り組むべき。	取組項目「防災ノートやデジタルコンテンツを活用した防災学習の推進」において、子どもたちが災害発生時に適切な判断・行動ができる力を身につけられるよう、すべての公立学校において、デジタルコンテンツも活用した防災学習を推進することとしています。
25	5-3	33	新型コロナウイルス感染症の影響で、研修の機会や、自主防災組織や消防団が連携する機会が失われてしまったため、地域や組織の横のつながりや、地域の防災人材のスキルアップについて、積極的に取り組むべき。	自主防災組織や消防団といった地域の防災活動をリードする人材の育成や、組織間の連携は、地域の防災活動を活性化し、地域防災活動の担い手確保するために重要と考えており、取組項目「地域の防災人材と自主防災組織の連携による地域防災活動の活性化」において、自主防災組織の中核を担う人材のスキルアップに取り組むとともに、地域の防災人材と自主防災組織とが交

				流する機会を創出し、地域の防災活動の活性化を図ることとしています。
--	--	--	--	-----------------------------------

<市町・防災関係機関等>

番号	箇所	頁	意見	対応
1	全般	－	避難所におけるペットの取扱いなど、ペットの防災対策は飼育している県民の関心も高い事柄であることから、アクションプランにおいて記載すべき。	今回のアクションプランは「命を守るための取組」に特化して作成していますが、ペットの防災対策についても、県として推進する防災・減災対策の一つであることから、今後、関係部局と調整のうえ、施策を一覧的に整理した巻末資料に記載する予定です。
2	全般	－	災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後生に伝える「自然災害伝承碑」の取組について、アクションプランにおいて記載すべき。	今回のアクションプランは「命を守るための取組」に特化して作成していますが、自然災害伝承碑の取組についても、県として推進する防災・減災対策の一つであることから、今後、関係部局と調整のうえ、施策を一覧的に整理した巻末資料に記載する予定です。
3	今後の取組方向	4	デジタル技術の活用について、わかりやすく記載すべき。	今後の取組方向（3）「確実に避難できる体制の整備」において、情報発信にデジタル技術を活用していく旨、加筆しました。
4	1－1	7	現状と課題と特に注力する取組の関係性をわかりやすく記載すべき。	現状と課題において、初動対応の検証結果を加筆し、特に注力する取組との関係性がわかりやすくなるよう修正しました。
5	2－1 4－2	11 23	DMAT・DPAT・DHEAT・DWA T等の語句説明を記載すべき。	用語の説明を加筆しました。
6	3－2 4－2	17 23	個別避難計画や避難確保計画の作成について、作成した計画の実効性を向上させるため、福祉部門との連携にも取り組むべき。	施策3－2における津波避難対策の実効性の検証や施策4－2におけるDWA Tの育成等、福祉部門との連携を意識した取組を推進することとしており、特に津波避難対策については、既存の避難計画の実効性向上につ

				ながるものと考えています。
7	4-2	23	要配慮者の多数を占める高齢者や妊婦等を取組の対象として明確に記載すべき。	「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の考え方をベースに、に、「女性や外国人、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、子ども」と取組の対象を加筆修正しました。
8	4-3	25	現状と課題と特に注力する取組について、関係性をわかりやすく記載すべき。	現状と課題において、県災害対策本部の体制見直しをふまえた訓練が必要である旨を加筆し、特に注力する取組との関係性がわかりやすくなるよう修正しました。
9	5-1	29	取組項目「防災意識の向上」に弾道ミサイルを想定した住民避難訓練が含まれているが、自然災害と弾道ミサイルへの対応を同様に扱うと県民が戸惑うため、施策・取組項目を分けるべき。	本アクションプランでは、訓練・避難・意識醸成という取組方向ごとに、防災・減災と国民保護の取組を相互に連携して推進し、「命を守るための取組」を着実に進めるため、一体的に体系化して整理しました。 各施策においては、取組項目において防災・減災対策と国民保護の取組を分けて記載し、両者が混同されないことに留意して作成しました。